

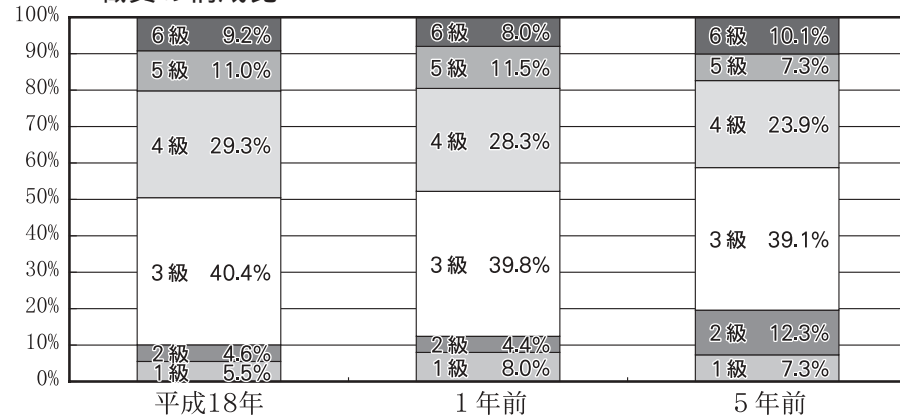
### 3. 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 級別職員数の状況 (18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	6 人	5.5 %
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う	5 人	4.6 %
3 級	1. 係長の職務 2. 主任の職務 3. 主査の職務	44 人	40.4 %
4 級	1. 課長補佐の職務 2. 困難な業務を処理する係長の職務 3. 困難な業務を処理する主任の職務	32 人	29.3 %
5 級	1. 課長等の職務 2. 困難な業務を処理する課長補佐等の職務	12 人	11.0 %
6 級	困難な業務を処理する課長等の職務	10 人	9.2 %

(注) 1 東川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

職員の構成比



(注) 平成18年4月より給料表の級区分が8級制から6級制に変わったため、1年前および5年前の数値は6級制にあわせています。

### 4. 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

東川町		国	
1人当たり平均支給額(17年度)		-	
1,618 千円			
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

#### (2) 退職手当 (18年4月1日現在)

東川町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額					
255千円 25,742千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。  
2 北海道市町村職員退職手当組合より支給されています。

### 1. 総括

#### (1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の 人件費率
17年度	7,623 人	4,416,533 千円	102,100 千円	874,284 千円	19.8 %	21.2 %

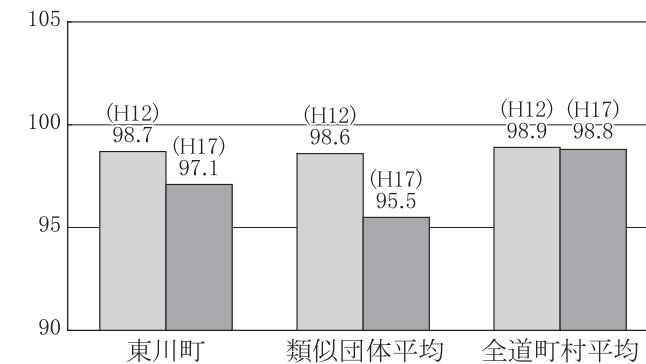
#### (2) 職員給与費の状況 (一般会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	92 人	380,977 千円	69,209 千円	160,183 千円	610,369 千円	6,634 千円

※ 電源立地地域対策交付金から8,000千円の交付を受けています。  
この交付金は水力発電施設の立地地域・周辺地域で行なわれる公共施設整備や住民福祉の向上に役立てる事業・職員の給与の一部にも交付されています。

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

#### (2) 職員の初任給の状況 (18年4月1日現在)

区分	東川町	国	備考
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円

税務職・技能労務職・教育職・保健職も含まれます。

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (18年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	276,800 円	341,800 円	391,500 円
	高校卒	244,600 円	282,200 円	332,400 円

東川町職員の給与・職員数のあらまし  
町職員の給与・職員数のあらましをお知らせします。  
町民の皆さんのご理解をお願いします。